

## 医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(既存の病床数等の補正の基準)

第3条 法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に掲げる病院又は診療所について行うものとする。

- (1) 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの
  - (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの
  - (3) 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所
  - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院
  - (5) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院又は診療所
- 2 前項に掲げる病院又は診療所に係る法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、病床の種別ごとに、既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定することにより行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

- (2) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
- (3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）の数については、既存の病床の数に算定しないこと。
- 4 第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数、当該病床の利用者の数並びに第3項第1号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数による。
- 5 当該申請に係る病床数を補正する場合における第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院の当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 6 当該申請に係る病床数を補正する場合における放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数については、第3項第1号及び前項の規定を準用する。

（既存の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数）

第4条 法第7条の2第5項の規定により既存の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、その入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

（専属の薬剤師の設置の基準）

第5条 法第18条の規定により病院又は診療所の開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院及び医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

（病院の人員の基準）

第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）
  - (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数に感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数を加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とすることとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科<sup>くわう</sup>においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
  - (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
  - (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
  - (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
  - (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数
- 2 前項第1号から第3号までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、病院を新たに開設し、又は再開する場合は、推定数による。

（病院の施設の基準）

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設（療養病床を有しない病院にあっては、第1号に掲げるものに限る。）とする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌又は消毒の業務若しくは寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。以下同じ。）
  - (2) 談話室
  - (3) 食堂
  - (4) 浴室
- 2 前項に掲げる施設の構造の基準は、次のとおりとする。
- (1) 消毒施設及び洗濯施設 消毒施設にあっては、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。

- (2) 談話室 療養病床の入院患者又はその家族が談話をすることができる広さを有するものとする。
- (3) 食堂 療養病床の入院患者が食事をするのに必要な広さを有するものとする。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第6条第2項の規定は、前項第1号及び第2号の入院患者の数について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室

2 前項に掲げる施設の構造の基準については、第7条第2項(第1号を除く。)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置)

2 法第7条の2第4項及び第5項の規定による既存の病床数の算定に当たっては、当分の間、第3条第3項第2号及び第4条の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初に医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、第3条第3項第2号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」としてこれらの規定を適用する。

(精神病床を有する病院の人員に関する経過措置)

- 4 当分の間、精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）については、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）から減じた数の看護補助者を第6条第1項第2号に掲げる看護師又は准看護師に代えることができる。

(療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置)

- 5 第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、省令第53条の規定による届出を行った病院における看護師及び准看護師並びに看護補助者（以下「看護師等」という。）の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とすることとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置)

- 6 第8条第1項の規定にかかわらず、法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、当分の間、次のとおりとする。

(1) 看護師等 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

- 7 前項第1号の規定にかかわらず、省令第54条の規定による届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

- 8 第8条第1項第1号及び第2号並びに附則第6項第1号の規定にかかわらず、省令第55条の届出を行った診療所における看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(療養病床を有する病院の施設に関する経過措置)

- 9 既存病院建物（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物をいう。）内の旧療養型病床群（同条に規定する旧療養型病床群をいう。以下同じ。）に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第7条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。

(療養病床を有する診療所の施設に関する経過措置)

- 10 既存診療所建物（平成13年改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物をいう。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（平成13年3月1日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第9条第2項の規定に適合しないものについては、当該規定を適用しない。